

南砺市災害見舞金について

このたびの強風により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

南砺市では、災害により居住する住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度に応じて「災害見舞金」を支給いたします。

1. 対象となる方

災害による被害を受けた当時、南砺市内に住民登録があり、市が発行する罹災証明書において、以下の「罹災区分」のいずれかに判定された世帯の世帯主の方

2. 区分および支給金額

種別	罹災区分	金額	備考
住家	全壊	100,000 円	
	半壊	50,000 円	
	準半壊 一部損壊	20,000 円	損害を受けた箇所の補修額が 200,000 円以上 の場合に限ります。

3. 申請に必要なもの

申請の際は、以下の書類をご用意ください。

- ① 災害見舞金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ② 官公庁の発行する罹（り）災証明書
※被災証明書は不可
- ③ 振込先が確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写し等）
- ④ 補修費用が **20 万円以上** の領収書
（※「準半壊」「一部損壊」で申請される場合のみ必要）

※領収書で補修額や内容が判別できない場合は、あわせて請求書または見積書を添付してください。

4. 申請期間

災害発生の日から起算して「1 年を経過する日まで」に申請してください。

お問合せ・提出先

南砺市地域包括医療ケア部 福祉課
社会福祉係（地域包括ケアセンター内）
電話番号：0763-23-2009